

大分県報

平成二十八年
第二七九四号
七月八日

（金曜日）

目次

告示	一
身体障害者福祉法による医師の指定	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	二
付保義務の発生	二
都市計画事業の認可（三件）	二
収用委員会告示	三
土地収用法による裁決手続の開始	三
公 告	四
競争入札参加者の資格に関する公示	四
総合評価一般競争入札の実施	五

○ 告 示

大分県告示第三百七十八号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
 平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
音声・言語機能障害 （そしゃく含む） 肢体不自由	永井寛之	農協共済別府リハビリテーションセンター 別府市大字鶴見字中山田一〇二六一〇	平二八・六・一六

視 覚 障 害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 （そしゃく含む） 肢体不自由 ほうこう又は 直腸の機能障害	仲 田 崇	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
視 覚 障 害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 （そしゃく含む） 肢体不自由 ほうこう又は 直腸の機能障害	大 西 晃 平	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
心臓の機能障害	山 末 象 三	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター 佐伯市常盤西町一一番二〇号	〃
心臓の機能障害	高 橋 美 香	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター 別府市内竈一四七三	〃
腎臓の機能障害 ほうこう又は 直腸の機能障害	増 田 崇	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター 別府市内竈一四七三	〃
小腸の機能障害 ほうこう又は 直腸の機能障害	柴 田 浩 平	大分県厚生連鶴見病院 別府市大字鶴見四三三三番地	〃
直腸の機能障害 ほうこう又は 小腸の機能障害	直 野 茂	大分県厚生連鶴見病院 別府市大字鶴見四三三三番地	〃
心臓の機能障害	奥 山 英 策	国家公務員共済組合連合会 新別府病院 別府市大字鶴見三八九八番地	〃
心臓の機能障害	渡 邊 圭 祐	国家公務員共済組合連合会 新別府病院 別府市大字鶴見三八九八番地	〃

平成二十八年七月八日

大分県報（告示）

視 覚 障 害 音声・言語機能障害 (そしやく含む) 肢 体 不 自 由 ぼうこう又は 直腸の機能障害	久 光 慶 紀	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	〃
ぼうこう又は 直腸の機能障害 小腸の機能障害	赤 木 智 徳	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	〃

大分県告示第三百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十八年六月二十日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 川添なのはなクラブ
- 三 代表者の氏名
柴 田 和 己
- 四 主たる事務所の所在地
大分市大字宮河内四千五百四十七番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民及び目的に賛同する全ての者に対して、スポーツ活動、文化芸能活動、地域の諸行事等に関する活動を行い、自他の心身の健康、青少年の健全育成、地域づくり、人づくり、地域諸課題の解決などに寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
目的の変更
特定非営利活動の種類の変更
事業の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更

総会に関する事項の変更
運営委員会に関する事項の変更
資産に関する事項の変更
会計に関する事項の変更
解散に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第三百八十号

香々地町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 施行者の名称
大分市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大分都市計画公園事業
二・二・百六十四号 浜田児童公園
- 三 事業施行期間
平成二十八年七月八日から
平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 取用の部分
大分市王ノ瀬二丁目百七十八番
2 使用の部分
なし

大分県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画公園事業

二・二・百六十七号 江川一号児童公園

三 事業施行期間

平成二十八年七月八日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

大分市久原北百番

2 使用の部分

なし

大分県告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画公園事業

二・二・百六十八号 江川二号児童公園

三 事業施行期間

平成二十八年七月八日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分
大分市久原北百八十六番

2 使用の部分

なし

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年七月八日

大分県収用委員会

一 起業者の名称

佐伯市

二 事業の種類

佐伯都市計画道路事業三・五・十六号野岡中芳島線

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した面積
		公簿	現況	公簿	実測	
佐伯市長島町一丁目	四五八八番	宅地	宅地	平方メートル 三九三・〇〇	平方メートル 四二三・八九	平方メートル 二九・二三
	四五八八番	宅地	宅地	平方メートル 四〇〇・〇〇	平方メートル 四一六・三〇	平方メートル 三八・〇五
	四五九二番	宅地	宅地	平方メートル 二八七・七三	平方メートル 二六二・七九	平方メートル 三九・一六
	四五九二番	宅地	宅地	平方メートル 一四八・七九	平方メートル 一七六・八四	平方メートル 六・七八
	四五九二番	宅地	宅地	平方メートル	平方メートル	平方メートル

平成二十八年七月八日

大分県報（告示・収用委告示）

四 土地所有者の氏名及び住所

株式会社くすりのセイユー堂 代表取締役 青木 清一郎

佐伯市長島町二丁目百三十三番地の二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

特定非営利活動法人清望会 理事長 青木 清一郎

佐伯市長島町一丁目八番二十号

賃借権

株式会社大分銀行 代表取締役（取締役頭取） 後藤 富一郎

大分市府内町三丁目四番一号

根抵当権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十八年六月二十八日

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託

二 競争入札の参加者資格

1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七

条の四の規定に該当する者

(二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 営業概要

イ 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

ロ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

ハ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇― 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二〇七―

3 申請の時期

平成二十八年七月八日（金）から同月十五日（金）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、三の規定により入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年（平成十六年以後の二年）の三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

<p>1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。</p> <p>(一) 令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成十四年大分県告示第五百五十六号）第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合</p> <p>2 六の一の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。 平成28年7月8日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等又は特定職務の種類 大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託</p> <p>(2) 契約期間 契約締結日から平成29年3月31日まで</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成14年大分県告示第556号）のうち、システム分析及びシステム開発としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得てい</p>	<p>る者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(5) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 共同企業体による場合は以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書（第2号様式）を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員の1社以上が、官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>エ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p>
--	---

<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成28年7月8日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班（県庁舎本館7階） 〒870—8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 電話 097—506—2071（直通） 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sanakashikaku.html</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県商工労働部情報政策課地域情報推進班（県庁舎本館7階） 〒870—8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 電話 097—506—2069（直通）</p> <p>(2) 日時 平成28年7月8日（金）から同年8月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 場所 上記4の(1)に同じ</p> <p>(2) 日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>6 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書等を平成28年8月5日（金）までに上記4の(1)に掲げる部局に提出し、入札参加資格認定通知を受けること。</p> <p>7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 上記4の(1)に同じ</p>	<p>(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）</p> <p>(3) 提出期限 平成28年8月17日（水）午前10時 時間厳守 ただし、郵送の場合は平成28年8月16日（火）午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館10階 101会議室</p> <p>(2) 日時 平成28年8月17日（水）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。</p> <p>(2) 入札保証金の免除 次の場合は、入札保証金の全部又は一部が免除される。 ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 無効入札に関する事項 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札</p> <p>(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げ目的で他人と連合したと認められる者のした入札</p> <p>(3) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札</p> <p>(4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった入札</p> <p>(5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札</p>
---	--

12 落札者の決定の方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者とししない。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするところがある。
- (3) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

14 Summary

- (1) The name of contract matter
Development of Oita Prefecture Municipality information security cloud systems.
– The details are described in the manual of this tender.
- (2) Time Limit for Tender
10 : 00 AM on 17 August, 2016
- (3) Contact Point for the Notice
Information Policy Division,
Commerce and Labor Department,
Oita Prefectural Government Office
3—1—1, Ohte-machi, Oita city 870—8501 Japan
TEL 097—506—2069